

## 特記仕様書

### (適用)

第1条 本特記仕様書は、沖縄県において発注する令和7年度泡原液貯蔵タンク補修業務（以下「本業務」という。）について適用する。

### (実施基準等)

第2条 本業務は、本特記仕様書記載されていない事項については、沖縄県発行の「土木工事共通仕様書」（最新版とする。以下同じ。）によるほか、監督職員の指示による。

### (目的)

第3条 東部消防組合消防本部敷地内に設置されている泡原液貯蔵タンクが、常にその機能を十分に発揮できるよう、設備を補修することを目的とする。

### (委託義務内容等)

第4条 本業務の対象設備設置場所については、東部消防組合消防本部構内（南風原町字与那覇226）とする。

#### 2 補修等内訳

泡原液戻り配管2Bバルブ取替（2力所）

モノフレックスポンプ(小)吐出側1-1/2バルブ取替（1力所）

モノフレックスポンプ(小)ケーシング建て込みビス部漏れ補修（1力所）

モノフレックスポンプ(大)吸い込み2B配管漏れ補修（1力所）

泡原液及び洗浄後排水の産業廃棄物処理一式工事(PFOS含む)

#### 3 本業務は、前項の修繕箇所を踏まえて次の種類により行うものとする。

(1) 点検 対象設備について、点検を実施するものとし、点検の結果、前項の補修箇所以外に補修を要することが判明した場合、対処方法、費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(2) 補修 対象設備の機能回復のため、前項～の補修を行う。ただし、設備の状態を再確認した後、前項の補修が不要と判断される場合は、補修方法及び費用について、甲乙協議の上、決定するものとする。なお、塗装が必要な箇所については、錆止め塗装及び現行塗装色に合わせて仕上げ塗装を行うこと。

(3) 報告 (1)から(2)の業務についての報告及び関連資料を提出するものとする。

#### 4 点検、補修は2名以上で行うものとする。

#### 5 上記3に要する費用は、全て契約金額に含まれるものとする。

#### 6 本業務において生じた産業廃棄物は、適正に処理するものとする。

(業務責任者届)

第5条 乙が提出する業務責任者届は、氏名、年齢、職名、資格等が記載されたものとする。

(業務計画書)

第6条 乙が提出する業務計画書は、作業担当者の氏名、年齢、資格等及び作業工程等が記載されたものとする。

2 業務には消防設備士第2類の資格を有するものを配置すること。

(業務に關し提出する書類)

第7条 乙は、本業務にあたり、以下の書類を必要な時期に遅滞なく甲に提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務責任者届
- (3) 業務計画書
- (4) 点検結果報告書
- (5) 補修作業報告書
- (6) 点検、補修の内容が分かる写真
- (7) 業務完了届

2 前項の書類は、紙媒体、電子媒体それぞれ1部ずつ提出するものとする。

(補償)

第8条 明らかに本業務に起因する不具合が生じた場合、乙の責任において速やかに修復しなければならない。

(その他)

第9条 その他、特記仕様書に規定されていない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。